

令和4年度 薬学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に伴う
薬学教育協議会による
「薬学実務実習に関するガイドライン」
改訂について

薬学実務実習に関するガイドラインの改訂について

内容	現行版	改訂版
目標	薬学教育モデル・コアカリキュラム 平成25年度改訂版 (H25.12.25)	薬学教育モデル・コア・カリキュラム 令和4年度改訂版 (R5.2.28)
実習内容	薬学実務実習に関するガイドライン (H27.2.10)	臨床における実務実習に関するガイドライン ～薬学教育モデル・コア・カリキュラム (令和4年度改訂版) 対応～
評価	薬学実務実習の評価の観点について (例示) (H28.11.30作成、H30.2.28一部改訂、 H30.11.27一部改訂)	
計画書	「実務実習実施計画書」の記載事項について (例示) (H28.11.30)	

薬学実務実習に関する連絡会議(令和4年12月)



薬学教育協議会:実務実習ガイドライン改訂ワーキング(令和4年10月～)

【実務実習の現状確認と充実改善に向けたアンケート】

実務実習推進委員会 設置

**薬学実務実習の現状確認と
更なる充実改善に向けたアンケート
結果報告**

アンケート集計結果 1

全国薬系大学92%から回答

1. 2022年度の実務実習の状況

割振り・施設: 概ね地区調整機構の協議で割り振り。調整機構の関与には地区差が見られる。

実習順・実習期: ガイドラインの規定に従い実施。一部大学独自の
実習順・実習期間で実施の報告有。

教員の関与: 大学により実習担当教員に差が見られる。

実習施設との情報共有: 実習前、実習中とも施設との連絡はWEBでの
連絡が多くなり、対面訪問を必ずも実施していない。大学、地区で
傾向が異なる。確実に情報共有している大学とそうでない大学が
幅広く確認された。

実習の評価: WEB等で基本的な評価は共有しているが、十分大学教育に
活用されているとは言えない。各大学で対応に差あり。

トラブル・ハラスメント: ほとんどの大学で対応事例があるが、個々の対応
となっている。課題は挙がっているが予防などの総合的な対応に
ついては進んでいないと推測できる。

アンケート集計結果 2

実習内容についての大学評価:

在宅、セルフメディケーション、処方提案、チーム医療など
実習での学修が十分でない領域の意見があがった。

2. 実務実習準備教育

現行「F 薬学臨床」の学修状況

医療人としての心構えなど基本領域の授業時間が少ない。

調剤関連の授業は多いが、患者対応、処方分析などの授業は
大学間でかなり差がある。

大学の独自の学修プログラム

各大学の工夫が見られ、多彩になっている。大学間の差が大きい。

3. 実務実習終了後; 学内で行っているアドバンスト学修

各大学で工夫して多くのプログラムが実施されている。特に薬物治療
のレベルアップを図る学修が多く見られる。

臨床現場でおこなっているアドバンスト実習

臨床現場でのアドバンスト実習も多く提示あり。選択科目として希望する

学生が1ヶ月以上 薬局・病院で追加実習している事例は多いが、全学生が
必修で実施している事例はほとんどない。

アドバンストについては 大学間の温度差が大きい。

**「臨床における実務実習に関する
ガイドライン」
改訂の概要**

「臨床における実務実習に関するガイドライン」 の目的

○実務実習は 薬学部教育で唯一の医療現場で継続的に患者・生活者から深く学ぶ機会

学生がどのように学修を進めれば良いか、
教員・指導者はどのようにそれを支援、評価すれば
よいかの指針

○学修する病院・薬局(実習施設)は多様な環境

学修内容に混乱や格差が生じないように
大学、施設が連携して一定の水準を確保する
ための指針

【新たな課題や社会ニーズに合わせた今後の改訂も明示】

実務実習のあり方・目標

○「F 臨床薬学」の「患者個別の薬物治療」を中心とした学修を「実務実習」でも効果的に進めるための学部教育 **「3つのフェーズ」**

○十分な薬物治療の個別最適化の学習経験を積むことができる

「患者・生活者を担当する」実習の推進

フェーズ①

実務実習前に大学で行う患者個別の薬物治療を中心とした学修

薬学共用試験

フェーズ②

医療現場等で患者・生活者から学ぶ実務実習

フェーズ③

実習終了後に各大学が行う卒業に向けた深化・一般化を図る臨床薬学の学修

臨床に係る実践的な能力の更なる向上を図るため、追加で行う学修

講義・PBL・シミュレーション等による学修

実務実習を開始する前の事前学習

4年次
4週以上

患者・生活者を担当する薬局実習

5年次
11週

患者・生活者を担当する病院実習

5年次
11週

実務実習終了後の学生が個々に体験した症例・事例の共有

薬物治療に関する学修の深化・一般化

学生の希望と各大学が有する教育資源に応じた医療施設等での追加の実習等

実務実習の枠組み・連携

【実務実習の枠組み】

- 4週間以上の実務実習事前学習
薬局11週、病院11週の連続した22週間

(現行と同じ)

- 薬局実習→病院実習の順で行うことを明記
- 22週の実習後に追加の臨床実習を8週間程度
行うことを努力目標

(薬学教育協議会で具体的検討を開始する)

- 地域の実情に応じ実習内容を地区調整機構を通して
検討するスキームを明確化
- 薬学教育協議会が別途示す実習の「施設要件」を
基本とすることを明確化

実務実習の枠組み・連携

【大学と実習施設との連携】

- 大学と実習施設との連携について整理し、
現状調査を踏まえた内容で記載を充実

実習施設実習体制の整備

大学での実習実施体制の整備

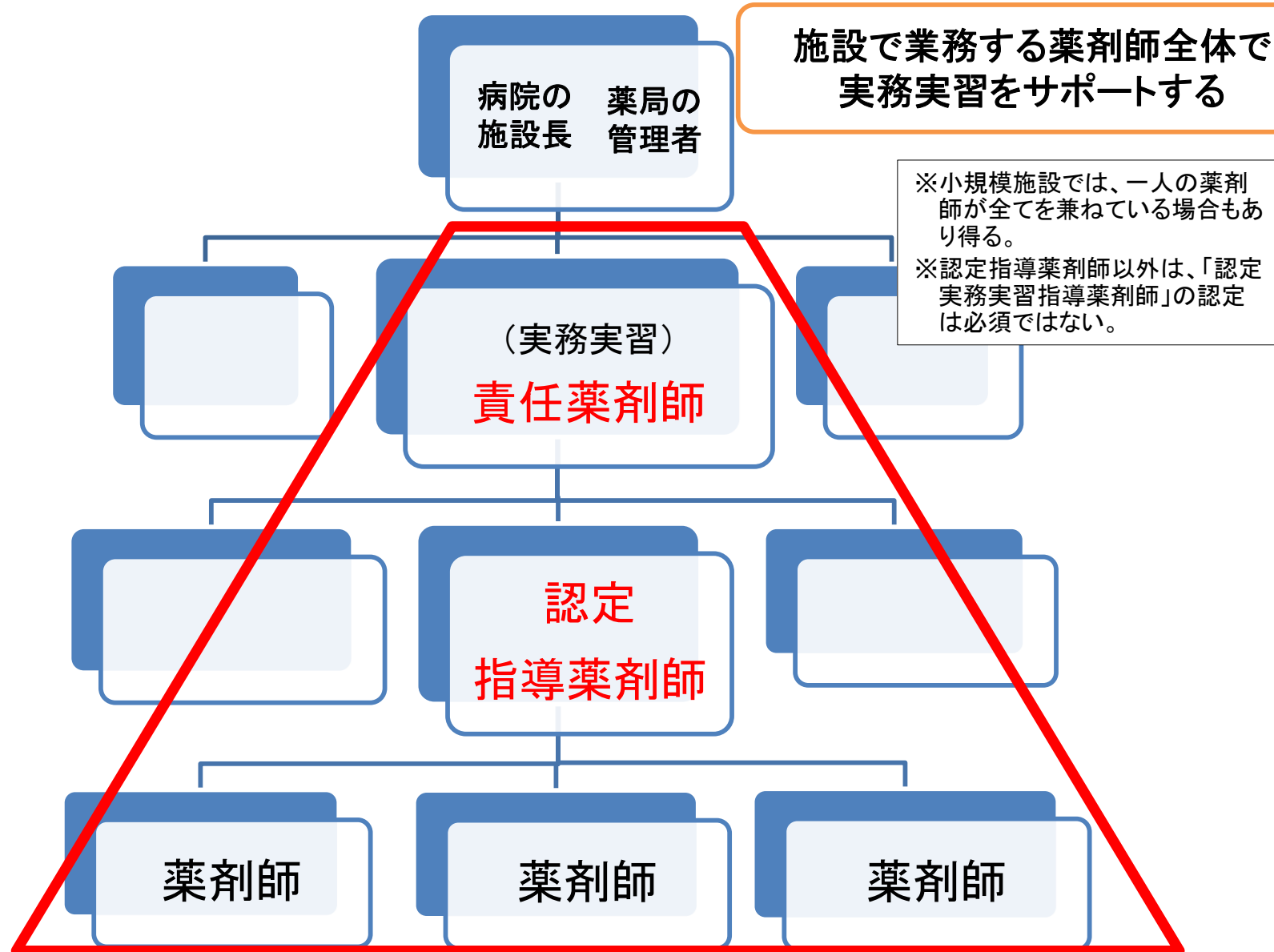
大学と施設との連携

- 「実習中へのトラブルへの対応と防止」の項目
の新設

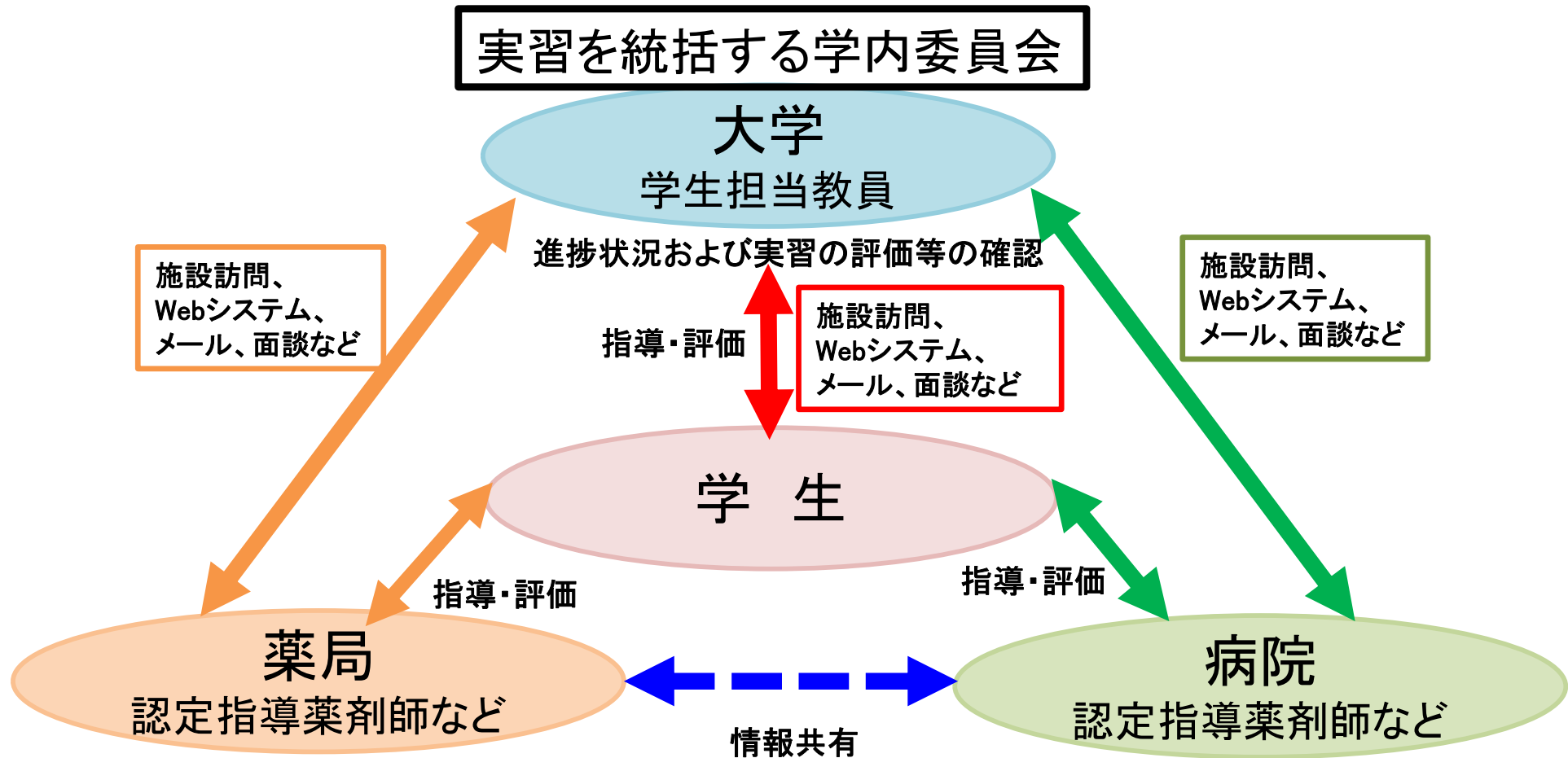
ハラスメント対応・防止の指針

学生の個人情報、施設で得る個人情報等の
管理徹底

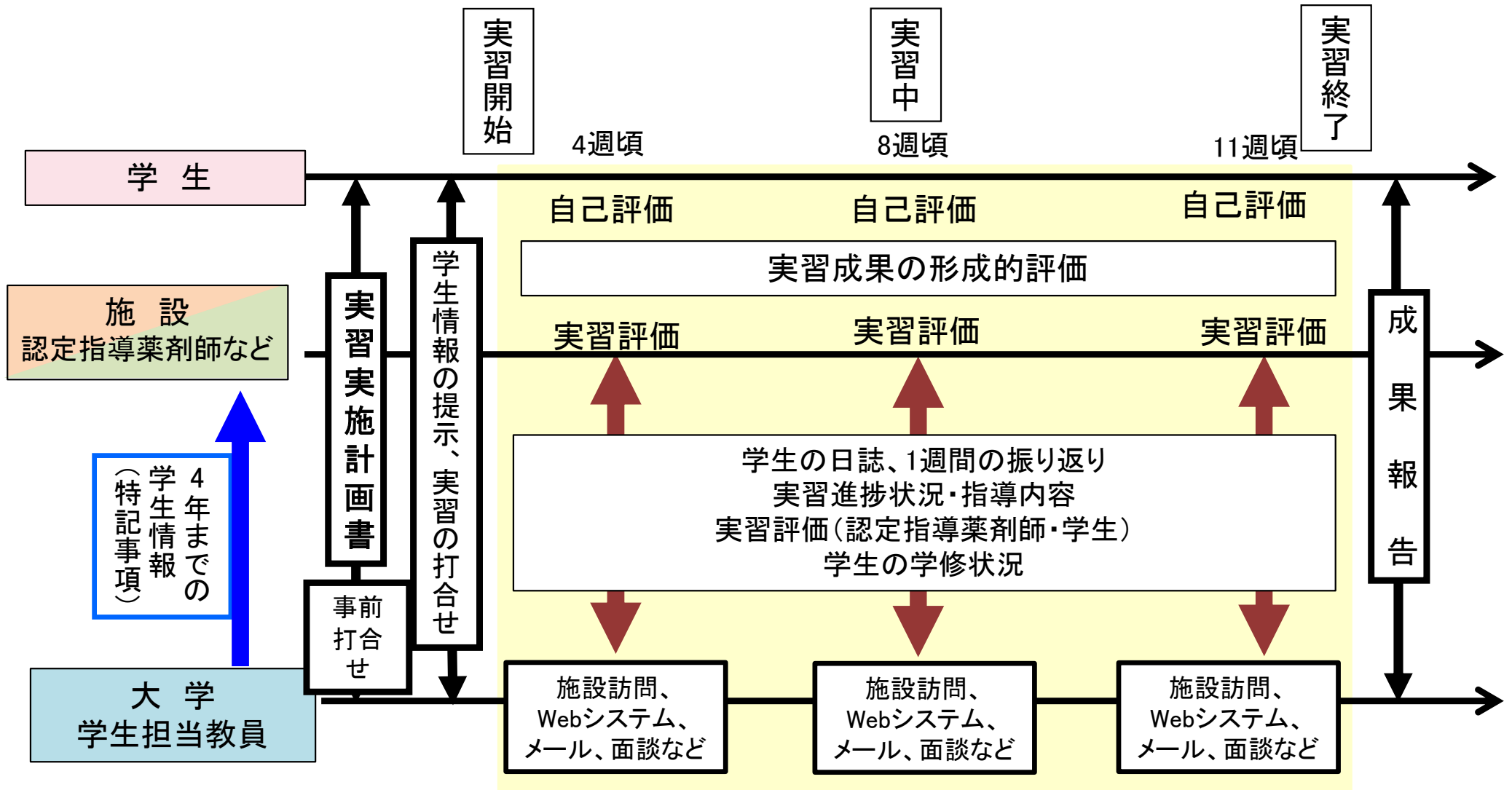
実習施設実習体制の整備



大学での実習実施体制の整備



大学と実習施設の円滑な連携



実務実習の進め方と評価

【実務実習の進め方と評価】

○標準的な学修(実習)の進め方の指針

感染症の拡大時等の指針を薬学教育協議会が示すことも記載

○別添資料として

「標準的な実習内容(例示)及び概略評価
(評価ルーブリック)(例示)」を提示

大学、薬局、病院で行う実習内容を例示

**「F臨床薬学」学修目標全体にわたる
評価ルーブリック(例示)の提示**

標準的な実習内容・評価の提示

F-3-2 医薬品情報の管理と活用					
学修目標	学修事項	標準的な実習内容(例示)			
		大学(参考)	薬局	病院	
<p>1)医療環境に応じて医薬品の情報源や情報媒体を把握し、利用して網羅的かつ最新の医薬品情報を収集し、医療機関や患者集団への情報の適合性や必要性を考慮する。また、根拠に基づいた適切な評価及び目的に応じた加工を行い、医薬品情報の提供、発信(伝達)を行う。</p> <p>2)医療における安全性情報の収集に努めるとともに、安全性情報や回収情報等に対して医療環境に応じて迅速に対応する。</p> <p>3)報告されている種々の医薬品に関する情報を整理、統合して、臨床で有益な知見を新たに構築して提供する。</p> <p>4)適切な医薬品情報及び有害事象情報等に基づき、医療環境に応じた医薬品適正使用の推進と安全対策を立案する。</p> <p>5)医療環境に応じた医薬品使用基準について理解し、有効かつ安全で経済的な医薬品の採用、使用等について説明する。</p>	<p>(1)医療機関や地域の特性等を考慮した医薬品の情報源・情報媒体の選択と利用【1】</p> <p>(2)医療環境に応じた医薬品情報の伝達と周知、その方法【1】</p> <p>(3)医薬品の安全性情報の収集と報告及び緊急情報(安全性情報、回収・製造中止情報等)への対応【2】</p> <p>(4)医療現場における根拠に基づく医療(EBM)の実践、ビッグデータの活用【3、4】</p> <p>(5)有効かつ安全で経済的な医薬品の使用方針と、医薬品の適正な採用、採用中止等の流れ【3】</p> <p>(6)医薬品適正使用の推進と安全対策の立案【4】</p> <p>(7)医療機関等における標準的な薬剤選択の方針(フォーミュラリ)【5】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品評価(後発医薬品や新薬の評価、フォーミュラリ等) ・安全性情報報告シミュレーション ・疑義照会シミュレーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬局内及び医療機関との安全性情報の共有と管理、対策立案経験 ・安全性情報報告経験 ・後発医薬品採用に関わるEBMの実践経験 ・施設での医薬品関連情報(新薬、後発医薬品等)の作成、提供経験 ・医師からの問い合わせ対応経験 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院及び医療従事者を対象とした安全性情報の管理、対策立案経験 ・安全性情報報告経験 ・医薬品の採用に関わるEBMの実践経験 ・施設での医薬品関連情報(新薬、後発医薬品等)の作成、提供経験 ・医師からの問い合わせ対応経験 	
評価ルーブリック					
評価の指針：4.医療現場で、医薬品管理(a)、医薬品情報の管理(b)、医療安全(c)、感染制御(d)に携わり、個々の課題解決に取り組む。					
観点	アウトカム	第4段階	第3段階	第2段階	第1段階
(b)組織としての医薬品情報管理の実践	所属する実習施設の医療環境における医薬品情報に対するニーズに基づき、評価情報を提供し、不足情報に対して創造的に対応する。	適正使用を推進するために不足している情報やテーマを明確化し、新たな知見を見いだす取り組みを行う。	適切な医薬品情報及び有害事象情報等に基づき、医療環境に応じた医薬品適正使用を推進するための安全対策を立案する。 医薬品の採用に当たって評価すべき情報をあげ、必要な情報を収集して、有効かつ安全で経済的な医薬品の採用、使用等について説明する。	所属する実習施設の医療環境における医療従事者、患者等のニーズを把握し、根拠に基づいた適切な評価を行い、目的に応じて加工し、適切な医薬品情報の提供、発信(伝達)を行う。	所属する実習施設の医療環境に応じて医薬品適正使用及び安全性情報を積極的に収集、管理する。

「F 臨床薬学」の学修目標全体に対して標準的な実習内容、概略評価の例示を提示。
例示を参考に大学・施設での実習内容、評価を検討していく。